

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	身体障害者手帳の交付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

可児市は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	—
------	---

評価実施機関名

可児市長

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、対象者に身体障害者手帳を交付している。 身体障害者福祉法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 1.身体障害者手帳の交付申請の受理、事実についての審査、応答に関する事務 2.身体障害者手帳の返還に関する事務 3.身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 4.氏名の変更、居住地を移したときの届出の受理、事実についての審査、応答に関する事務 5.身体障害者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	心身障害者手帳システム、宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
心身障害者手帳システムファイル、宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表の20の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部福祉支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに複数人によるチェック体制をとる等、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへの職員のアクセス権限を設定している。また、アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理することを徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 5②所属長	課長 豊吉 常晃	課長 大澤 勇雄	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 5①部署	可児市健康福祉部福祉課	可児市福祉部福祉課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 7 請求先	可児市健康福祉部福祉課	可児市福祉部福祉課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 8 連絡先	可児市健康福祉部福祉課	可児市福祉部福祉課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成30年4月1日	I 5①部署	可児市福祉部福祉課	可児市福祉部福祉支援課	事後	課名の変更に伴うもの
平成30年5月21日	I 5②所属長の役職名	課長 大澤 勇雄	課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成30年4月1日	I 7 請求先	可児市福祉部福祉課	可児市福祉部福祉支援課	事後	課名の変更に伴うもの
平成30年4月1日	I 8 連絡先	可児市福祉部福祉課	可児市福祉部福祉支援課	事後	課名の変更に伴うもの
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年3月19日	I 3②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の11の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の11の項	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 5①部署	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	福祉支援課	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 7請求先	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 8連絡先	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	II 1対象人数いつの時点の 計数	H27.9.30	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	II 2取扱者数いつの時点の 計数	H27.9.30	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	IV4委託しない	○	—	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	IV4委託リスク	—	十分である	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和6年8月20日	II 1対象人数いつの時点の 計数	R2.3.19	R6.1.15	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、修正によるもの
令和6年8月20日	II 2取扱者数いつの時点の 計数	R2.3.19	R6.1.15	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、修正によるもの
令和6年8月20日	II .3重大事故	発生なし	発生あり	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、修正によるもの
令和7年1月24日	I 3法令上の根拠	別表第一の11の項	別表の20の項	事後	再実施に伴う見直しによるもの(番号法改正)
令和7年1月24日	II 1対象人数いつ時点の計 数か	R6.1.12	R6.11.1	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	II 2取扱者数いつ時点の計 数か	R6.1.12	R6.11.1	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	II 3重大事故	発生あり	発生なし	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	IV8人手を介在させる作業	—	十分である／判断の根拠	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)
令和7年1月24日	IV11最も優先度が高いと考え られる対策	—	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策／十分である／判断の根拠	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)